

貸付の概要

貸付種類	貸付事由	限度額	弁済期間	貸付利率 (年利)	
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき	給料月額×6倍 (200万円)	120月 以内		
住宅貸付	組合員期間1年以上の組合員が自己の居住の用に供するための住宅を新築、増築、改築、修理若しくは購入又は住宅の敷地を取得(借地権の取得を含む)するため臨時に資金を必要とするとき	貸付申込時の給料に「別表」に掲げる区分に応じた月数を乗じた額 (1,800万円)	360月 以内	1.26%	
	在宅介護対応住宅貸付	住宅貸付と同じ ただし、要介護者に配慮した在宅介護対応住宅のための構造の目安に該当すること		300万円	1.00%
災害貸付	一般災害貸付	組合員又はその被扶養者の水震火災その他の災害による損害又は盗難等による損害により臨時に資金を必要とするとき	給料月額×6倍 (200万円)	120月 以内	0.93%
	住宅災害新規貸付	組合員の住宅又は住宅の敷地に係る水震火災その他の災害による損害(その災害の程度が住宅若しくは住宅の敷地の5分の1以上又は同程度の損害)を受け臨時に資金を必要とするとき	(1,800万円)	360月 以内	
	住宅災害再貸付	現に住宅貸付又は住宅災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る水震火災その他の災害による損害(その損害の程度が住宅若しくは住宅の敷地の5分の1以上又はこれと同程度の損害)を受け臨時に資金を必要とするとき			
特別貸付	医療貸付	組合員又はその被扶養者の療養により資金を必要とするとき	給料月額×6倍 (100万円)	120月 以内	1.26%
	入学貸付	組合員又はその被扶養者の進学により資金を必要とするとき	給料月額×6倍 (200万円)		
	修学貸付	組合員又はその被扶養者の修学により資金を必要とするとき	修学年限を限度として1月に15万円 (180万円)	150月に修業を終える月までの月数を加えた月数の範囲内	
	結婚貸付	組合員又はその被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻により資金を必要とするとき	1つの貸付事由毎に給料月額×6倍 (200万円)	120月 以内	
	葬祭貸付	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、兄弟姉妹若しくは配偶者の父母の葬祭により資金を必要とするとき			
高額医療貸付	組合員及びその被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのために臨時に資金を必要とするとき	高額療養費相当額	高額療養費が支給されるとき	無利子	
出産貸付	組合員及びその被扶養者が出産費等の支給の対象となる出産により臨時に資金を必要とするとき	出産費等相当額	出産費等が支給されるとき		